

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税12) (法人住民税、事業税:義)(自動連動)(地方税8)
		② 上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・ 延長 】【単独・ 主管 ・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税((1)～(3))は選択制</p> <p>(1) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>(2) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8% <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円を超える機械及び装置 50% ・1,000万円を超える建物等 25% <p>イ 取得価額の上限度額20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(4) 貿易手続きの簡素化(関税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p>	

		<p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・ 租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2 ・ 地方税法 第6条、附則第33条 ・ 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和2年8月</p> <p>分析対象期間: 平成27年度～令和3年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由貿易地域 拡充 ・ 特別自由貿易地域 創設 <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際物流拠点産業集積地域 創設 ・ 自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間（令和3年度）

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）</p> <p>第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域</p> <p>三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8項（略）</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）</p>
---	------	--------------	---

		<p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～5項 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】12. 沖縄政策</p> <p>【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標 令和3年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。 ・ 国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。 <p>2. 測定指標 令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を活用した企業数 30社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 870人 <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、うるま・沖縄地区においては、半導体製造や流量計製造、医療機器製造等の高付加価値の製造業、高機能設備を有する倉庫業など、沖縄の物流ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、同地区へ立地した企業へのアンケート調査（令和元年9月）では、「立地した理由」として回答者の47%が国際物流拠点産業集積地域の税制優遇措置をあげており、企業集積に大きく寄与している。</p> <p>また、本税制による優遇措置等を企業誘致の優位性として、平成30年11月には、那覇空港内に航空関連産業クラスターの核となる航空機整備施設の供用が開始されるとともに、那覇港総合物流センターが令和元年5月に開業されるなど、企業集積に資する施設が整備されており、国際物流拠点産業の集積促進が期待されている。</p> <p>加えて、令和2年3月から那覇空港第2滑走路の供用が開始されたことで、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>
--	--------------------------	--

10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国税</td> <td>所得控除</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和元年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除10件、投資税額控除68件、特別償却13件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除は、国際物流拠点産業集積地域内に所在する、保税地域等の許可を受けた企業に限定され、特に国際物流拠点産業の対象業種でも限定された法人について適用される制度である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、平成30年度の適用額のように、所得控除及び投資税額控除に比し、適用額においては多額な適用実績があり、件数が少ないことを以て、国際物流拠点産業集積地域制度において、重要性の低い措置ということとはできない。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成29年度から、内閣府、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、制度活用の相談等を行っている。併せて、内閣府との共催により「税制活用セミナー」を開催しており、令和元年度は2回実施した(10月)。 また、沖縄県としては企業向け説明会(展示会出展含む)を県内5回、県外9回、海外6回開催するとともに、企業への個別資料配布による周知活動を実施した。 その結果、平成31年4月から令和2年3月までの間に、相談窓口では487件(うち国際物流拠点産業集積地域は76件)の問い合わせがあったほか、国際物流拠点産業集積地域での新たな企業立地に向けて117件(分譲地64件、賃貸工場53件)の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいるところ。</p>		項目	H27	H28	H29	H30	R1	国税	所得控除	3	3	4	3	2	投資税額控除	3	11	28	42	26	特別償却	2	2	6	7	4	地方税	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	項目	H27	H28	H29	H30	R1																																				
国税	所得控除	3	3	4	3	2																																				
	投資税額控除	3	11	28	42	26																																				
	特別償却	2	2	6	7	4																																				
地方税	法人住民税	—	—	—	—	—																																				
	事業税	—	—	—	—	—																																				

② 適用額

1. 過去5年間の適用額実績

(単位：百万円)

	項目	H27	H28	H29	H30	R1
国税	所得控除	72	98	216	66	181
	投資税額控除	23	64	100	121	282
	特別償却	41	14	186	621	46
地方税	法人住民税	7	12	25	36	—
	事業税	10	10	34	36	—

※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。
 ※令和元年度の国税については、沖縄県調査。
 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。
 ※算定できないものについては「—」と記載。

2. 今後の適用額見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除422百万円、投資税額控除364百万円、特別償却563百万円の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去5年間の減収額実績

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
所得控除	17	23	51	15	42
投資税額控除	23	64	100	121	282
特別償却	10	3	44	144	10
法人住民税	7	12	25	36	23
事業税	10	10	34	36	15
合計	67	112	254	352	372

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算定。
 ※令和元年度は沖縄県調査から算定。
 ※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。
 ※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。
 ※令和元年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定。

2. 今後の減収見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除98百万円、投資税額控除364百万円、特別償却131百万円、法人住民税42百万円、事業税65百万円の減収を見込む。
 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)
 (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。)

(事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額。)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。

立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域（旧那覇地区（旧自由貿易地域）及び旧うるま地区（旧特別自由貿易地域））における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成 27 年度の 13,785 百万円から令和元年度の 22,611 百万円と大きく増加している。

また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。

こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、令和元年現在 10.8 万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第 5 位となっている。

引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。

搬出額の推移

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
旧自由貿易地域及び旧特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611

2. 達成目標の実現状況

アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76 社から 208 社へ、新規雇用者数（累計）も 1,019 人から 3,152 人へ着実に増加している。

今後も好調な流れを維持しつつ、国際物流拠点産業の集積による産業及び貿易の振興を図る必要がある

(達成目標)

令和3年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を260社とする。
- ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。

(1) 新規立地企業数(累計)

(単位:社)

	H26	H27	H28	H29	H30
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125
うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83
合計	76	114	126	178	208

※沖縄県調べ

(2) 新規雇用者数(累計)

(単位:人)

	H26	H27	H28	H29	H30
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453
合計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152

※沖縄県調べ

《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》

本税制については、沖縄への投資を検討している企業を後押しするとともに、進出した企業の早期の経営安定化を図るものである。また、既に立地している国際物流拠点産業の企業における規模拡大を促進するものであり、これらにより、産業及び貿易の振興を図るものである。

本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数(累計)」のとおり、着実に増加しているところである。また、推計による今後の見込についてみると、活用企業数及び活用企業における雇用者数とも測定指標を超えて、順調に増加することが見込まれており、本税制の後押しによる投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の国際物流拠点産業の振興に寄与している。

(測定指標)

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30社
- ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人

実績及び将来の見込み：

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	-	-	8	16	20	24	30	30
活用企業数 (実績)	5	8	16	38	52	32	-	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	-	-	-	90	92
雇用者数 (指標)	-	-	232	464	580	696	870	870
雇用者数 (実績)	65	104	208	494	676	416	-	-
雇用者数 (見込み)	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数（実績）は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13 人）から試算。令和元年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数。

※令和 2 年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

3. 制度が延長できない場合の影響

県外企業へのアンケート（令和元年度企業誘致セミナー）によると、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の 46.8%が税制と回答しており関心が高いことが伺える。沖縄進出を検討する多くの企業においては本税制の活用を念頭に事業計画を立てており、企業誘致の重要なインセンティブとなっている。

さらに、政府や県外事業者等において、沖縄の国際物流ハブ機能を活用した全国特産品の輸出拡大への取組が進められる中、本県には、物流機能の高度化やアジアと日本の商流を繋ぐ役割が一層求められている。このため、空港や港湾の整備によるインフラ面での機能強化に加え、関連企業の集積や高度化といったソフト面の強化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長されない場合、商流や物流の拡大を支える企業の集積に遅れが生じる。本税制が企業立地の重要なインセンティブとなり、平成 30 年度には特区内の立地企業が 30 社増加しているが、本税制の後押しがなくなることで、国際物流拠点産業の関連企業の立地が減少することが推測される。また、立地企業における設備投資等の縮小も見込まれる。

これらの影響により、国際物流拠点産業の集積や域内の関連産業の成長が遅れることで、新たなリーディング産業の確立による沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくることが懸念される。また、沖縄を輸出拠点化していく様々な取組の推進力が弱まり、輸出拡大、貿易振興という我が国の重要な政策課題の実現に支障が出てくると懸念される。

		<p>⑤ 税込減を是認する理由</p>	<p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、平成30年度は約676人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を、単年度で約43億円、今後3年間（R1～R3）で175億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による593百万円の税込減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度の経済効果 税活用企業における雇用者数：676人 沖縄県の労働生産性：6,294,750円 →県内総生産の押し上げ効果：約43億円 <p>※雇用者数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から抽出した平成30年度本制度を活用した企業数（52社）、「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（13人）を乗積して試算。</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数）（「平成29年度県民経済計算」（沖縄県）より試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後3年間の経済効果 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">R1：</td> <td style="width: 50%;">416人×6,294,750円＝26億円</td> </tr> <tr> <td>R2：</td> <td>1,170人×6,294,750円＝74億円</td> </tr> <tr> <td>R3：</td> <td>1,196人×6,294,750円＝75億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">約175億円</td> </tr> </table> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収是認に足る効果のある施策と考えられる。</p>	R1：	416人×6,294,750円＝26億円	R2：	1,170人×6,294,750円＝74億円	R3：	1,196人×6,294,750円＝75億円	計	約175億円
R1：	416人×6,294,750円＝26億円										
R2：	1,170人×6,294,750円＝74億円										
R3：	1,196人×6,294,750円＝75億円										
計	約175億円										
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>								
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国際物流拠点産業集積地域は、東アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産</p>								

			<p>業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 内閣 09)

今後の適用額・減収額の見込み(国際物流拠点産業集積地域)

1. 適用実績

(単位:件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
H27年度	3	71,926	17,190	3	22,592	2	41,379	9,890	49,672
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202	89,760
H29年度	4	215,827	50,504	28	100,415	6	186,844	43,721	194,640
H30年度	3	65,809	15,268	42	120,542	7	621,238	144,127	279,937
R1年度	2	181,089	42,013	26	282,300	4	46,071	10,688	335,001
合計	15	632,680	147,913	110	589,468	21	909,217	211,629	949,010
1件あたり 適用額		42,179			5,359		43,296		

※件数・適用額について、H26～H30年度は租税特別措置の適用実態調査(財務省)。令和1度は沖縄県調査。

※法人税率は、平成27年度は23.9%、平成28年度及び平成29年度は23.4%、平成30年度及び令和元年度は23.2%として試算

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計	平均
旧地域(那覇・うるま)	企業数	73	74	82	86	89	404	
	増加数	13	1	8	4	3	29	
	増加率	21.7%	1.4%	10.8%	4.9%	3.5%		8.4%
H26拡大地域	企業数	41	52	96	122	-	311	
	増加数	25	11	44	26	-	106	
合計	企業数	114	126	178	208	-	626	
	増加数	38	12	52	30	-	132	

※沖縄県調査による。

3. 今後(令和元年度以降)の見込み(試算)

(1)旧地域

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	
		②件数 (①*3.7%)	③適用額 (②*42,179)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*27.2%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*5,359)	⑦件数 (①*5.2%)	⑧適用額 (⑦*43,296)		⑨減収額 (⑧*税率)
R2年度	96	4	168,716	39,142	26	139,334	5	216,480	50,223	228,699
R3年度	105	4	168,716	39,142	28	150,052	5	216,480	50,223	239,417
合計	-	8	337,432	78,284	54	289,386	10	432,960	100,446	468,116
平年度	-	4	168,716	39,142	27	144,693	5	216,480	50,223	234,058

仮定① 1年度あたり、立地企業が8.4%(過去5年間の平均増加率)増加する。

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.7%とする。

(所得控除件数15件÷立地企業件数404件=3.7%)

仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、42,179千円とする。

(所得控除額632,680千円÷所得控除件数15件=42,179千円)

仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、27.2%とする。

(投資税額控除件数110件÷立地企業件数404件=27.2%)

仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、5,359千円とする。

(投資税額控除額589,468千円÷投資税額控除件数110件=5,359千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、5.2%とする。

(特別償却件数21件÷立地企業件数404件=5.2%)

仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、43,296千円とする。

(特別償却額909,217千円÷特別償却件数21件=43,296千円)

仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(2) 拡大地域

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)
		②件数 (①*3.7%)	③適用額 (②*42,179)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*27.2%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*5,359)	⑦件数 (①*5.2%)	⑧適用額 (⑦*43,296)	⑨減収額 (⑧*税率)	
R2年度	152	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789
R3年度	152	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789
合計	—	12	506,148	117,426	82	439,438	16	692,736	160,714	717,578
平年度	—	6	253,074	58,713	41	219,719	8	346,368	80,357	358,789

仮定① 那覇空港・那覇港に近隣する拡大地区は、土地需要が高いものの供給できる土地が不足しており、下記の大型開発案件を除き企業数は変動しないと仮定。
 ・那覇港総合物流センター(第1期:令和元年度オープン)7社
 ・豊見城市(与根地区)ロジスティクスパーク(第1期:令和2年度オープン)23社

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.7%とする。

(所得控除件数15件÷立地企業件数404件=3.7%)

仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、42,179千円とする。

(所得控除額632,680千円÷所得控除件数15件=42,179千円)

仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、27.2%とする。

(投資税額控除件数110件÷立地企業件数404件=27.2%)

仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、5,353千円とする。

(投資税額控除額589,468千円÷投資税額控除件数110件=5,353千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、5.2%とする。

(特別償却件数21件÷立地企業件数404件=5.2%)

仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、43,296千円とする。

(特別償却額909,217千円÷特別償却件数21件=43,296千円)

仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(3) 合計

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)
		②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額 (減収額)	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	
R2年度	248	10	421,790	97,855	67	359,053	13	562,848	130,580	587,488
R3年度	257	10	421,790	97,855	69	369,771	13	562,848	130,580	598,206
合計	—	20	843,580	195,710	136	728,824	26	1,125,696	261,160	1,185,694
平年度	—	10	421,790	97,855	68	364,412	13	562,848	130,580	592,847